

令和5年 第1回

教育委員会定例会会議録

令和5年1月11日

中央区教育委員会

令和5年第1回教育委員会定例会会議録

開会日時 令和5年1月11日(水) 午後2時00分
場 所 中央区役所 8階 大会議室
出席委員 中央区教育委員会 教 育 長 平林治樹
委 員 伊東佳子
委 員 渥美哲夫
委 員 坂本順子
委 員 小川将

説明のために出席した事務局職員

次 長 生島憲
庶務課長 俣野修一
学務課長 鷺頭隆介
学校施設課長 岡地貴志
指導室長 小林傑
教育支援担当課長 熊木崇
統括指導主事 林修也
幼児教育担当専門幹 中島由美子
図書文化財課長 志賀谷優

書 記 中央区教育委員会事務局
教育行政推進係長 一瀬知之
教育行政推進係員 伊藤めぐみ

開 議 午後2時00分平林教育長開会宣言
会議規則第30条による署名委員

教 育 長 平林治樹
委 員 伊東佳子

- 日程第1 議案第1号
中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
- 日程第2 議案第2号
中央区立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について
- 日程第3 議案第3号
中央区立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について
- 日程第4 議案第4号
中央区職員定数条例の一部を改正することに伴う意見の申出について
- 日程第5 議案第5号
個人情報保護法改正に伴う中央区個人情報の保護に関する条例の廃止制
定等に係る意見の申出について
- 日程第6 議案第6号
中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の改正に伴う意見の申出について
- 日程第7 報告事項
各課事業報告について

次に、日程第3、議案第3号を議題といたします。

議案第3号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第3号「中央区立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明についてご質問等ございましたら、お伺いいたします。

伊東委員 中央区の図書館条例のところが京橋図書館、日本橋図書館、月島図書館という形で、それはそのまま、「本の森ちゅうおう」は京橋図書館という意味合いでよろしいのでしょうか。

図書館課 委員おっしゃるとおり、「本の森ちゅうおう」は京橋図書館と郷土資料館の複合施設の全体の愛称名になりますので、京橋図書館はそのままでございます。

伊東委員 住所地も京橋図書館のままということでしょうか。

図書館課 京橋図書館につきましては、住所は移転先の住所に変更しております。

伊東委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ありがとうございます。ほかにご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでございますので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号を議題といたします。

議案第4号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長 議案4号「中央区職員定数条例の一部を改正することに伴う意見の申出について」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いしたいと思います。

坂本委員 これまでのいろいろな行政改革に伴って、このように推移してきたということをご説明いただいたところですが、今回、その意味では、教育委員会事務局は大幅な減になるわけですがけれども、今後の見通しとして、この辺りは特に

差し障りなく、問題ないという見通しでいらっしゃるのかどうか、その辺りのご見解をお聞きかせいただければと思います。

庶務課長

平成12年度に、清掃事業が東京都から移管されたことに伴いまして、大幅な職員数増を伴うということで、区全体の定数条例を見直したところでございます。委員からもご紹介いただきましたとおり、当時は行政改革ということで、行政のスリム化が声高に叫ばれていた時期でございます。

説明資料の裏面でございます、3の(1)「主な減要因」というところに記載がありますように、例えば学校給食ですとか学童養護、学校警備、主に学校関係の現業部門、こういったものが民間に代替ができるだろうということで、主に正規職員の定数を減らしたところでございます。

そういったこともございますが、一方で、平成12年度以降、徐々に増えてきました人口増を背景に、幼稚園のクラス増等に伴う教諭の増、学校施設の老朽化、それから、増改築等の関連事務に必要な事務増ということ、さらには、教育相談関連の充実というところで取り組んでまいりました。平成12年度当時から比較しますと、今年度までで、定数の減といたしましては、223人の減ということでございます。

お尋ねのあった今後の見込みでございますが、定数の増としては、おおよそ10年間で55名程度見込んでいるところでございます。こちらにつきましては、10年先のことを予測すること自体は大変困難なわけでございますけれども、現時点で見込まれるものといたしましては、増要素として、児童・生徒数増加に伴う就学関係の事務、相談体制の充実、それから、引き続き、学校施設関係の事務があるだろうということ。さらには、教職員増に伴う人事管理の増、それから、こちらに記載はございませんけれども、特別支援関係で、相談体制の充実、あるいは宇佐美学園等の指導体制も充実していくべきだと想定してございます。ここに書かれていることが全て実現するかどうかは、今後の行政需要、それから、人員を管理している総務部との協議になるわけでございますけれども、教育行政を今後もさらに充実させていけるよう取り組んでいく予定でございます。

坂本委員

ご説明ありがとうございました。理解いたしました。よろしく申し上げます。

小川委員

主な減の要因として、部局の移管というところが書いてあったのですけれども、数自体がかなり多いので、先ほど、主なところでいうと清掃というふうにおっしゃったのですが、今まで教育のほうに携わっていた職員の皆さんがそういったところかなりの数が動かれるということなのではないでしょうか。

その後、委託化であるとか機械化、こういったところで減していくというのはあるというところ、清掃も委託化することによって職員減できるんじゃないかというような話もあると思うので、その辺りのご説明をお願いできれば

と思います。

庶務課長

先ほど、例示で清掃事業の移管といったところのご説明をさせていただきました。これにつきましては、平成12年の都区制度改革に基づきまして、東京都職員から区職員への身分切替えに伴うものでございます。

当時は、京橋清掃事務所、それから、日本橋清掃事務所というふうなところで200名を超えるような収集員がいたわけでございます。そのことだけで申し上げますと、清掃事業につきましては、両清掃事務所があったということで、例えば両清掃事務所がごみの収集計画などを立てて、それぞれの所管をやっていたわけでございますが、1つの清掃事務所にすることによって、作業の収集の効率化、作業計画の見直しなどを行うことによりまして、清掃の現業部門につきましては、環境土木部の方で必要な職員数の減を行っているわけでございます。

一方、私ども、教育委員会のほうの主な減というところのさらなる詳細なご説明でございますけれども、例えば事務事業の区長部局移管というところでございますが、前区長の時代に社会教育部門と社会体育部門を区長部局へ移管し、現在は区民部のスポーツ課と文化・生涯学習課ということで再編整理をしているわけでございます。そうしたところから、この両課が区長部局に移行したことに伴いまして、おおよそ四十四、五名というような職員の減、それから、学校給食、学童擁護、それから学校警備、この現業部門を委託化することによりまして、おおよそ150名程度の職員の減、さらには図書館業務の委託化ということでございますけれども、こちらにつきましては、当時ございました京橋図書館、日本橋図書館、月島図書館、3館合わせて20名程度の職員の減というようなところで、概算で220名の職員の減としているようなところでございます。

小川委員

よく分かりました。ありがとうございます。

教育長

ありがとうございます。ほかにご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

よろしいでしょうか。

それでは、本案を可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号を議題といたします。

議案第5号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長

それでは、次長から提案説明をお願いします。

次 長 議案第5号「個人情報保護法改正に伴う中央区個人情報の保護に関する条例の廃止制定等に係る意見の申出について」について、提案説明。

教 育 長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いしたいと思います。

伊東委員 新法施行のための施行条例ということなので、新法のほうで規定されていないものを補うという感覚、考え方でよろしいということでしょうか。

庶務課長 委員のおっしゃるとおり、今後、個人情報保護の関係につきましては、新法の規定が基本的には適用されます。そうした上で、区の実務的な運用等を定め、法律では定められていない部分を補うための条例という位置づけでございます。

伊東委員 ありがとうございます。別紙2のほうに載っておりました「死者に関する情報は個人情報に含まない」というところに対して、「区の要綱で死者に関する情報の取扱いについて定める」、こういったところを補うという理解でよろしいでしょうか。

庶務課長 お見込みのとおりでございます。

伊東委員 ありがとうございます。

小川委員 かなり専門的なので、平易な言葉で教えていただければと思うのですが、具体的に、学校現場において、この法改正によってどういったことが想定されるのでしょうか。学校現場のみならず、例えばいろいろな関係者、業者さんを含めて、いらっしゃると思うのですが、そういった方々との関係性等で変更点、もしくは、こういうことが想定されるという具体的な事例なんかがあれば教えていただければと思います。

庶務課長 これまで、学校の現場で、個人情報のいわゆる開示、非開示、あるいはその在り方について課題になってきたことにつきましての例示でございますけれども、例えばいじめ問題が発生した場合に、担任、それから保護者、児童、相手方、様々な登場人物が出る中での記録、こういったものが学校現場等で記載されているわけでございます。請求の主体が誰か、誰の個人情報なのかということによりまして、非開示にする部分が変わってきたりですとか、そういった部分があったわけでございます。そういったところの是非、それから、例えば今申し上げましたのは、いじめの関連での情報公開が多いということ、さらには、私が経験している中では、図書館の利用者懇談会での情報請求に伴う図書館の利用状況の個人情報の開示、非開示の問題ですとか、区民の方々がどういった視点で区とか学校現場とか、そういったものに対しての情報公開をすることによって、私どもの判断でもって開示、非開示の判断をある程度させていただき、それが条例の中での、これまでの準則に基づいて対応してきたわけでございます。今後は、新法が基本的には適用ということで、どういった運用

になるかにつきましては、まだ検討段階でございます。

新法の影響について具体的には申し上げられる段階では無いのですが、法と解釈運用基準を適用していく中で、区民サービスに問題が生じないように対応していきたいと考えているところでございます。

小川委員 ありがとうございます。個人情報に関わる区への意見等々があると思うのですけれども、その辺り、これまでのもたらされた事例なんかを新法に当てはめた場合に、どういうふうな対応になるのかといったところの検証をしっかりとやっていただいて、今後に備えていただければなと思います。

教育長 ありがとうございます。ほかにご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本案を可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第6号を議題といたします。

議案第6号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第6号「中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正に伴う意見の申出について」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いしたいと思います。

渥美委員 これは外国人の方についてということなのですが、外国人の方に対しては、これまではどのような対応をなされていたのでしょうか。

庶務課長 外国人の方につきましては、これまでは、基本的に日本国に住民票があれば、生活に困窮した場合には、日本人に準じた生活保護制度を適用することによりまして最低限度の生活を保障するというような事実上の対応をしてきたわけでございます。今後は、こういった制度が引き続きマイナンバーの事務に適用されることになり、改めて、条例にマイナンバー記載事務として、外国人の方のいわゆる生活保護に準じた対応の事務にマイナンバーを適用するというような条例改正でございます。

渥美委員 外国人の方というのもマイナンバーを持っているのでしょうか。

次長 マイナンバーそのものは、日本国に住民票があれば、全ての住民に番号が振られております。

渥美委員 外国人の方は、自分自身にマイナンバーが振られていることを認識しているのでしょうか。

次 長 それぞれの住民にマイナンバーの通知カードが発送されておりますので、基本的には認識されていると考えられます。マイナンバーカードには個人を証明するための認証が入っていて、カードによって本人確認ができるであるとか、番号自体を、利用してもいい事務というのが法律で定義されていますので、その事務と、それぞれの関連事務を全部規定していかなければならないということで厳格に運用が決められております。マイナンバーでひもづけることが法律と各地方公共団体の条例上に定義をしなければいけないことと、なおかつ連携させる情報は何なのかということまで全部事細かに決めなければいけないことになっており、今回の条例改正は、外国人の方に関しての生活保護の受給の部分をオンラインで資格確認したり、データで情報連携できるようにするという改正内容でございます。

渥美委員 ありがとうございます。

教 育 長 ほかにご質問はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでございますので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、報告事項に入ります。

報告事項の(1)について、報告願います。

指導室長 「区立学校における令和4年度卒業式等及び令和5年度入学式等の日程について」について、資料1により報告。

教 育 長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いしたいと思います。

伊東委員 久松小学校の「午前10時または午後1時から」というのは、2回開催するということでしょうか。それとも、現時点ではまだ決まっていないということでしょうか。

指導室長 久松小学校につきましては、新入生が増えることから学年を学級単位で分け、2回入学式を実施する予定です。現段階では、午前10時からが1組から3組、午後1時からが4組から6組の入学式を予定しています。

伊東委員 ありがとうございます。

教 育 長 ほかにご質問はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。
それでは、続きまして、報告事項(2)について各所管課長から報告願います。

学務課長 「意見・要望」の1件目から3件目について、資料2により報告。

指導室長 「意見・要望」の4件目、5件目について、資料2により報告。

教育支援担当課長 「意見・要望」の6件目について、資料2により報告。

教育長 それでは、ただいまの報告につきましてご質問等ございましたら、お伺いしたいと思います。

渥美委員 340番のところで、最近は情緒学級に在籍する子どもが増えている中で、中央区は学習補助の先生方を配置したり、大変立派に対応していただいていると思うので、このご要望に対して、この回答だけではなくて、もう少し分かりやすい説明があってもいいかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

教育支援担当課長 特別支援教室の説明だけではなく、適応教室「わくわく21」の話も回答させていただきます。

昨今、大集団だけでなく、小集団も難しくなっているお子さんが一定数いらっしゃるものと認識しております。そういったお子さんに合わせて、個別対応の時間を「わくわく21」でも設定して、個に応じた学習支援を実施するなど、柔軟な対応を進めているところでございますと回答しております。

渥美委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、ここまでが本日の日程でございますが、委員の皆様からご意見等ございましたら、お伺いしたいと思います。

坂本委員 1月に入り、3学期が始まったところかと思えます。先ほども、コロナの話が出ておりましたけれども、現状、学校がどのような状況であるのか、また、給食の黙食なんかもいろいろなご意見があることは承知しておりますけれども、こういった対応をされているのか、現状と、これからの見解などをお知らせいただければと思います。よろしく申し上げます。

指導室長 3学期が始まりまして、多少、発熱等によって登校を控えるような子どもはおりますが、通常どおりの学校生活を送ることができています。

黙食につきましては、正味15分から20分程度となりますが喫食する時間帯が感染リスクが高いことから感染対策として会話を控えるよう指導しています。実は、これにはメリットもございまして、黙食によっておしゃべりを

する時間が減り、その分給食を食べるスピードが速くなり、その後の昼休みの時間が長く確保できて嬉しいというような声も届いているところでございます。

こうしたことから、一概に黙食イコール子どもたちに我慢させているといった状況ではないと思っているところでございます。

また、コロナ前にも、食育の観点から黙食の形に近いもぐもぐタイム等を小学校で取り組んでいて、なるべく給食を味わって食べようであるとか、おしゃべりで給食時間が長くならないようにしようというような取組も行っておりました。したがって、今後、コロナ感染対策が緩和されたとしても黙食については各校長が教育面を考え、継続する学校もあると考えております。

坂本委員 ありがとうございます。経験上、3学期は本当に授業日数も少なく、早く終わってしまうと思いますので、楽しい充実した学校生活を送っていただいて、それぞれの次のステージに行っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。ほかにご意見等ございますか。

（「なし」の声あり）

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の教育委員会定例会は、これにて閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時41分 教育長 閉会宣言

署名委員